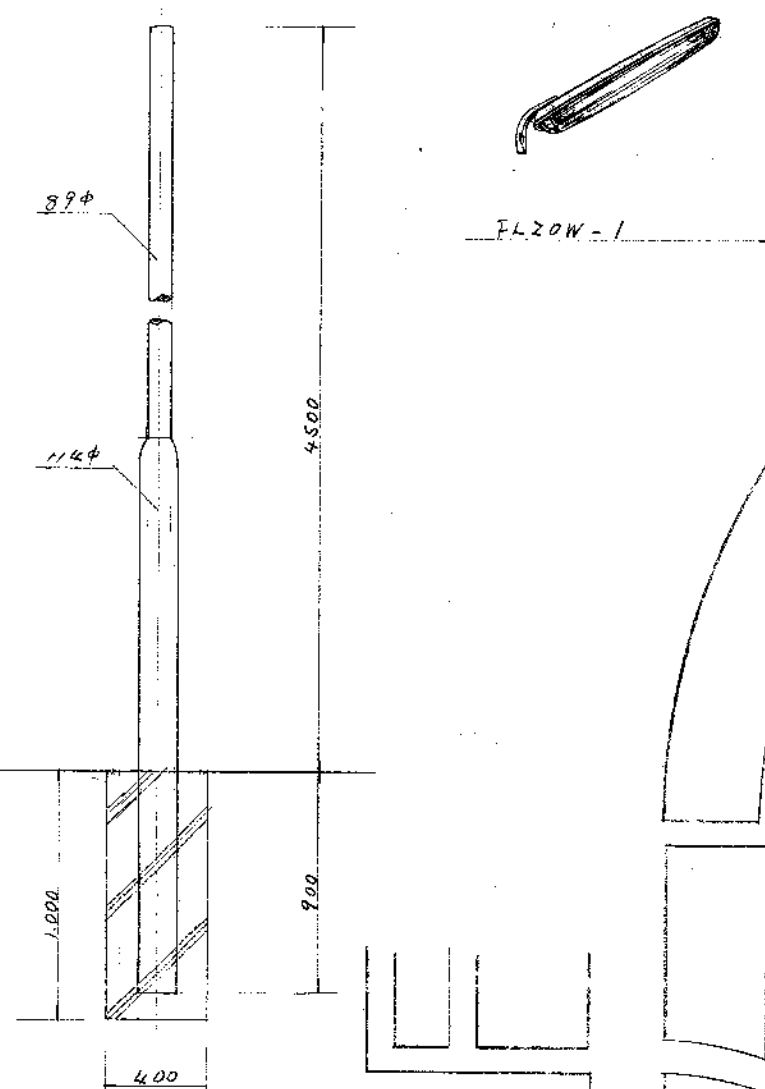
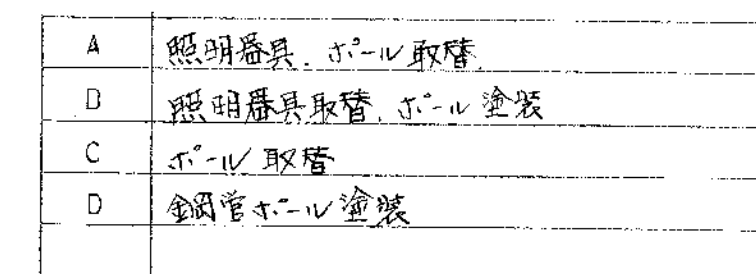




管理入室

豐橋市 河山靈苑街路灯補修工事				
昭和 59 年 7 月	図面名称	配線図		
		技監 (機)		
縮尺	1 : 600	課長補佐	係	設
	長	計		
豐橋市建設部建築課				

平成18年 3月22日 改訂
平成17年 7月15日 改訂

電 気 設 備 修 繕 特 記 仕 様 書

要 約 項 目

特 記 事 項

1.1.1
適用基準等

1.この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本修繕に関連しない事項は適用しない。
1) 皇権御契約規則
2) 工事請負契約書
3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成16年版）
4) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成16年版）
5) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成16年版）
6) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成16年版）
7) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成16年版）
8) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成16年版）
9) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成16年版）
10) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成16年版）
11) 関係法規ならびに諸工事基準
12) 鉄筋、ガス圧搾、コンクリート及び部材の採取検査は、愛知県建設部所定「建築工事用資材採取検査取扱要領（平成17年版）」による。
2.特記事項の適用優先順位 ① ② ※ 但し、①と②のある場合は共に適用する。
3.本修繕に使用する資材は「電気設備修繕指定資材」及び「あいくる材認定一覧」による。
4.設計図書に關する記載は原則として、入札執行前に質疑書の提出によって確かめるものとする。

1.1.3
空公署その他への
届出手続等

修繕着手、竣工、完成に当たり、関係官署その他関係機関への必要届出・手続等を遅滞なく行う。

1.1.4
工事実績情報の登録

工事請負代金が500万円以上の工事は、工事実績データの作成、登録を行うものとし、次に示す期間内（ただし、土、日及び祝日等を除く）に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、（財）日本建設修繕総合センター（JACIC）の工事実績情報システム（CRIMS）にFPO（電子データ）により登録すること。
又、登録後、JACICが発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。
1) 工事受注時 契約締結後10日以内
2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
3) 工事完了時 工事完成後10日以内（請負金額2,500万円以上の場合）
なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.2.1
模 成 工 期

無 有（ 年 月 日）

1.2.4
修 繕 の 記 録

1.電子納品対象修繕の場合は、修繕写真について電子媒体で納品する。 ※適用しない
2.対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品活用ガイドライン（案）」及び「愛知県デジタル資産管理標準（案）」に基づきものとする。
3.成果品の提出書類については、電子媒体（CD-R）2部とする。なお、完成写真についてはキャビネット内でプリントアウトした紙媒体1部と共に提出する。
4.請負者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧環境を準備するものとする。
5.その他、電子納品に関する詳細な取扱については、発注者協議の上、決定する。
6.電子納品対象外修繕の場合で、修繕写真について電子媒体で納品する場合は、上記1)から5)に準拠する。
1 修繕着手前及び修繕中
監督員の指示により適宜提出する。（ファイル部数：1部～2部）
2 完成時
監督員の指示によりカラー撮影（キャビネット・サービス料）にて提出する。（ファイル部数：1部～2部）
施工後撮り直し又は埋設される部分で監督員が承諾した部分を除き右面に示す黒板と様式及びスケールを合わせて撮影する。
デジタルカメラを使用する場合は、監督員と協議した上、必要な文字、数値等の内容が判読できる撮影部材を用いることとし、撮影部材の有効画素数が100万画素程度以上のものを使用すること。

1.3.6
発生材の処理等

1 引渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件票を作成し施設管理者へ引渡す。
2 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令に従い、適正に処理する。
3 PCBを使用している部材材料は、引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・容量・製造年月日及びPCB入りとそうでないものリストを作成して建設課へ提出する。
4 昭和7年以前の廃棄物で、下記の品物はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。
蛍光灯安定器・コンデンサ・変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/Kを以下のものに対する）
ポリサルファイド（チオコール）系コーキング
※本修繕で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物取扱要領に準拠されるので適正に処理すること。
建設副産物 引渡しを要するものは、監督員の指定する場所に整理し、リストを作成し施設管理者へ引渡す。
処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定を遵守し「豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。
分別収集 しない ※ する
再資源化施設への搬出 しない ※ する
再生資源の利用の指定 修繕に伴い発生する建設副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。
※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 その他（ ）
使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材等利用方針」を遵守するほか、以下の運用とする。
以下の資材のうち愛知県あいくる材等利用方針第3のAグループの資材は、あいくる材の認定資材を使用することとする。
① 再生加熱アスファルト混合板 ② 再生路盤材 ③ コンクリート二次製品
④ 舗装用ブロック ⑤ 屋内排水管・通気管及び屋外の排水管に使用する再生硬質塩化ビニル管
注1) ①の再生加熱アスファルト混合板及び②の再生路盤材については、あいくる材でない再生加熱アスファルト混合板及び再生路盤材もあいくる材と同等と見なす。
注2) 舗装用ブロック等で愛知県あいくる材等利用方針第3のBグループの資材を契約金額を要しないで代用する事ができる。

1.4.1
環境への配慮

屋内で使用する材料、塗料及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆（ ）

1.4.2
機電及び材料の
品目等

1.7.1
完成時の提出図書

1.7.2
完成図

火災保険等

そ
の
他

建設業退職金
共済制度

光熱水料
事故報告
施工体制台帳
施工体系図
検査・振動対策

契約の形状及び寸法は概略を示す。
分電盤、動力制御盤、端子盤、などの二次配線以外の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径などは監督員の承諾を欠けて、変更することができる。
居室・廊下等見えがかり部分の筋は配管（金属管のみ、PE管・SUS管を除く）は原則として塗装する。
修繕完成前に次の図書を作成し提出する。
完成図（しゅん工図、展開修正） 完成図印刷のポリエステルベース 契約図A3判のポリエステルベース
完成図原図の2つ折製本1部 完成図印刷の2つ折製本3部 契約図A3判の2つ折製本5部 施工図の2つ折製本1部
保守指導案内書1部 修繕台帳の作成又は整備 その他必要書類（ ）部
完成図の種類は以下とする。
1.配電図 2.平面図 3.その他（ ）
1.保険期間経過後修繕資材の現場搬入の日から修繕目的物の引渡しの日までとする。
（特に定めのない限り、契約上の修繕完成期日経過後21日間とする。）
2.保険の種類は火災保険又は、組立保険とし、修繕会受取人（被保険者）は請負者とする。
（但し、この保険を部分払い請求の担保とする場合は、部分払い金以上の保険金受取人を必須とし、その証券を提出しなければならない。）
請負者の社員のみにより修繕施工する場合など、この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知し、建設業共済組合への加入及び掛金収納書を置くことができる。
修繕引き渡しまでの電気・水道・ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各修繕請負者が負担する。
修繕中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。
建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督員に提出すること。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条）
請負金が500万円以上の工事について、1次下請修繕の施行に問わず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲示する。
（ただし、下請負に付さない工事、当初請負金額が500万円未満で、変更後500万円以上となる工事を除く。）
「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官庁技術審議会通達、昭和51年3月2日）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。

向山垂苑街路灯修繕

平成18年 5月

3 1

特記仕様書

図 尺 線 長 課長補佐 課長補佐 主 査 指 査

豊橋市建設部建築課

8

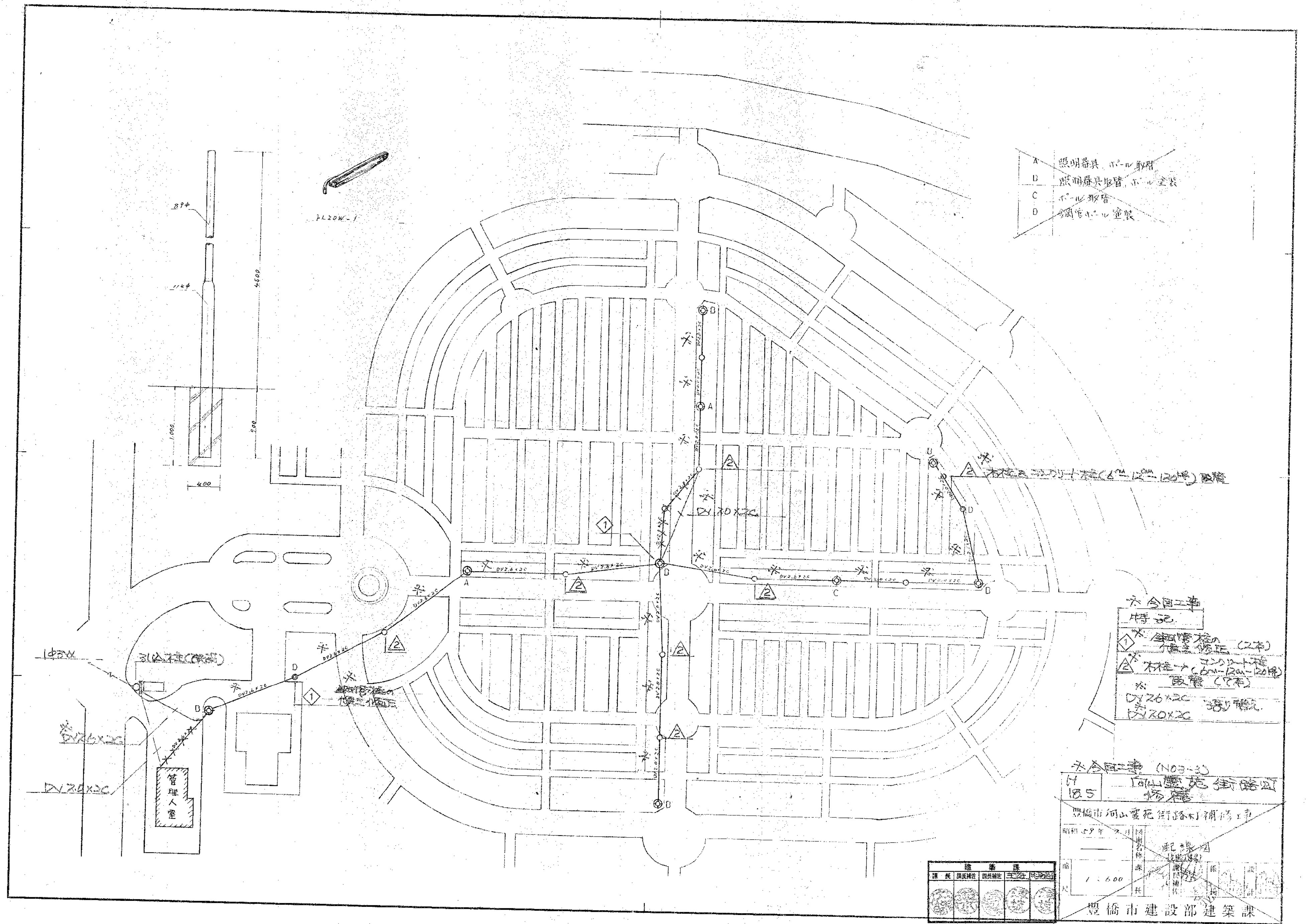
章	節・項目	特 記 事 項
---	------	---------

◎ 電 気 設 備 修 繕 指 定 資 材			
分 類	指 定 資 材	適 用 範 囲	品 質 性 能 基 準
配 管 ・ 配 線	1 電 線 索	a 全 般	JISマーク表示品（JISマーク表示品でないものはJIS・JCS規格適合品）
		b 低圧ケーブル	JIS・JCS規格適合品
		c 通信ケーブル	JCS規格適合品
		d 耐火・耐熱電線	耐火・耐熱電線認定委員会の認定を受けている旨の表示（JCMAMマーク）のあるもの
電力設備	2 電線保護物類	a 全 般	JISマーク表示品（PEP・コLPについてはJIS規格適合品）
	3 配線器具	a ロンセント・スイッチ	JISマーク表示品
	4 照明器具	a 蛍光灯器具	評価名簿掲載品
		b 白熱灯及びHID器具	（4a）のメーカー
		c 蛍光灯安定器	JISマーク表示品（JISマーク表示品でないものはJIS・JEL規格適合品）または評価名簿掲載品（4c）
		d 蛍光灯ランプ	JISマーク表示品（4c）
		e 白熱電球	JISマーク表示品（4c）
		f HID安定器	JIS規格適合品または評価名簿掲載品（4c）に含まれるメーカー
		g HIDランプ	JIS・JEL規格適合品
	5 防災用照明器具	a 非常用照明器具	（財）日本建築センターの防災性能評価マークが貼付されたもの
		b 誘導灯	誘導灯認定委員会の認定証書が貼付されたもの
	6 分電盤・制御盤	a 全 般	評価名簿掲載品
		b 消防設備用制御盤	（財）日本消防設備安全センターの認定証書が貼付されたもの
電 源 設 備	7 避雷設備	a 避雷設備機器	JISマーク表示品
	8 外被材料	a 電柱（コンクリート柱）	JISマーク表示品
	9 キュービクル式配電箱	a 全 般	評価名簿掲載品
	10 遮断装置	a 高圧遮断機、負荷開閉器	評価名簿掲載品（10a）
		b 配線用遮断器	JIS規格適合品（10b）
	11 変圧器	a 全 般	評価名簿掲載品
	12 コンデンサ	a 低圧コンデンサ	JISマーク表示品
		b 高圧コンデンサ	評価名簿掲載品
	13 電磁開閉器類	a 遮断器類の誘導メーカー（10a、10b）で製造されたもの	
	14 直流電源装置	a 全 般	評価名簿掲載品
		b 消防設備用	蓄電池設備認定委員会の認定証書が貼付されたもの
	15 文通機用電源装置	a 全 般	評価名簿掲載品
	16 自家発電装置	a 全 般	（社）日本内務庁発電機協会の認定証書が貼付されたもの
通 信 設 備	17 端子盤	a 全 般	評価名簿掲載品
	18 構内交換装置	a 交換機、三誘機、電話機	（財）電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの
	19 非常放送	a 消防設備用	非常用放送設備委員会が基準適合ラベルが貼付されたもの
	20 自動火災報知装置	a 感知器、受信器、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証書が貼付されたもの
	21 自動閉鎖装置	a 運動制御盤、自動閉鎖装置	（財）日本建築センターの防災性能評価マークが貼付されたもの
		b ベル、表示灯、起断装置	非常警報設備審査委員会の認定証書が貼付されたもの
	23 ガス漏れ警報装置	a 検出機、口継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証書が貼付されたもの
		b 検知器	（財）日本ガス検器審査協会の合格証書又は高圧ガス保安協会の検定合格証書が貼付されたもの

（注）1. 「評価名簿掲載品」又は「評価名簿掲載システム」と記載のあるものは、国土交通省大臣官房整備部建築公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び国土交通省大臣官房整備部建築公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の仕様規定及び試験方法に適合すること及び、メンテナンスの体制についての確認を（注）公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質評価事業」の評価書の写しを添付させることにより替えることが出来る。

また、評価名簿掲載品でない場合は、標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することとメンテナンスの体制について文書を提出させ監督員の承認を得てから使用する。

向山霊苑街路灯修繕					
平成18年 5月	3	2	指 定 資 材		
部 品 名 称	規 格	尺 寸	眼 長	眼 長 材 質	眼 長 材 質
豊橋市建設部建築課					



- A 照明器具、ポール取替
- B 照明器具取替、ポール塗装
- C ポール取替
- D 鋼管ポール塗装

※ 合同工事
特記

- ① 鋼管ポール (2本)
- ② 木柱 (6m-2m-20m)
- ※ 取替 (7本)
- DY26x20 30m
- DX20x20 30m

※ 合同工事 (N03-3)

185 山雲花街路灯

豊橋市河山雲花街路灯補修工事

昭和59年 月 日

配線図

1:600

豊橋市建設部建築課

課長	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐